様式第三（第十二条関係）（平26農水環省令２・全改、令元農水環省令４・一部改正）

（表）

第　　号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第10条第３項の規定による身分証明書

写　真	官職及び氏名 生年月日 年　月　日発行

主　務　大　臣　　印

（裏）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜すい

（報告徴収及び立入検査）

第10条　（略）

２　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定外来生物の飼養等に係る施設又は放出等に係る区域に立ち入り、特定外来生物、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

３　前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第２項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第35条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第10条第２項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の報告をした者

三　（略）

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。